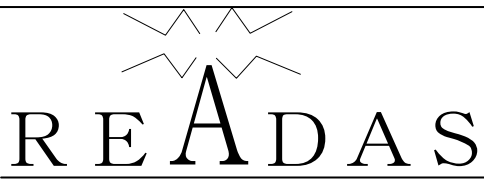


第 5635 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月24日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 医療費控除等の見直し

**Q**：平成29年の税制改正で、医療費控除等の見直しがされたとか。どのようになるのですか？

**A**：平成29年分以後、次のようになります。

### 【解説】

平成29年の税制改正では、医療費控除又はセルフメディケーション税制の取扱いが、次のように改正されました。

これまで、これらの適用を受けるには医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示が必要でしたが、改正では、これに代えて医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書に添付しなければならないこととされました（H31年分まで宥恕あり）。

そして、この場合には、確定申告期限等から5年間、その適用に係る医療費の領収書（以下のものを除く）又は医薬品購入費の領収書を保存しておき、税務署長から提出又は提示の求めがあったときはこれに応えなければならないとしています。

- ① 確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合におけるその医療費通知書に係る医療費の領収書
- ② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名にかかる電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合におけるその医療費通知情報に係る医療費の領収書

